がい こく じん りゅう がく せい

外国人留学生ハンドブック2026



岐阜大学
GIFU UNIVERSITY

2026.10

目次

Ⅰ．相談窓口 …… 1

1．留学支援係

2．保険管理センター

3．指導教員

4．学部･研究科事務

5．キャリア・学生支援センター

6．キャンパスライフヘルパー

7．チューター

Ⅱ．日本語教育……3

Ⅲ．在留手続き……3

１．在留カード発行の手続き

２．転入届

３．国民健康保険・国民年金への加入

４．マイナンバー制度

５．在留期間の更新

６．資格外活動許可（アルバイト）

７．みなし再入国許可と一時出国

８．休学

９．就労に関する在留資格変更手続き（卒業・修了後）

１０．出入国在留管理局

Ⅳ．宿舎……7

１．岐阜大学国際交流会館（A棟・B棟）

２．岐阜大学黒野寮

３．公営住宅

４．民間アパート

５．民間アパートの保証人制度

Ⅴ．授業料等……8

１．授業料・支払い方法

２．授業料免除制度

Ⅵ．奨学金……9

Ⅶ．医療・健康……9

１．国民健康保険（医療費の補助制度）

２．国民年金

３．病気になったら
（１） 保健管理センター
（２） 病院・クリニック
（３） 救急車

Ⅷ．生活……11
１．生活一時金の貸付
２．もしものための備え(保険)
（１） 学生教育研究災害保険（学研災）
（２） 外国人留学生（インバウンド留学生向け）インバウンド付帯学総
（３） 留学生保障制度
３．公共交通機関
（１） 学割
（２） IC カード
４．安全なくらし
（１）違法薬物に関する注意
（２）自転車の運転
（３）自動車・バイクの運転
（４）交通事故にあった場合
（５）防災
（６）飲酒と喫煙
５．ごみ袋について

Ⅸ．家族……14
１．家族ビザ
（１）申請
（２）更新
（３）出生
２．子どもの教育
（１）保育園（所）
（２）幼稚園
（３）小学校・中学校
３．家族の就労
４．子どもの福祉医療

参考資料１．キャンパスマップ……16
参考資料２．在留手続き一覧……17
参考資料３．在留手続の手数料について……19

Ⅰ．相談窓口

1．留学支援係（IOSAS）

留学中に困りごとがあれば、相談に来てください。

OPEN：9：00～17：00

Tel　　：058-293-2137　　E-mail：direcent@t.gifu-u.ac.jp

2．保険管理センター

心の相談、健康相談などができます。

OPEN：8：45～16：30（予約が必要）

Tel　　：058-293-2174

3．指導教員

学生生活・学習・研究などの困りごとを相談できます。

4．学部・研究科事務

入学手続き、各種補助金の申請、証明書交付申請などを行っています。

5．キャリア・学生支援センター

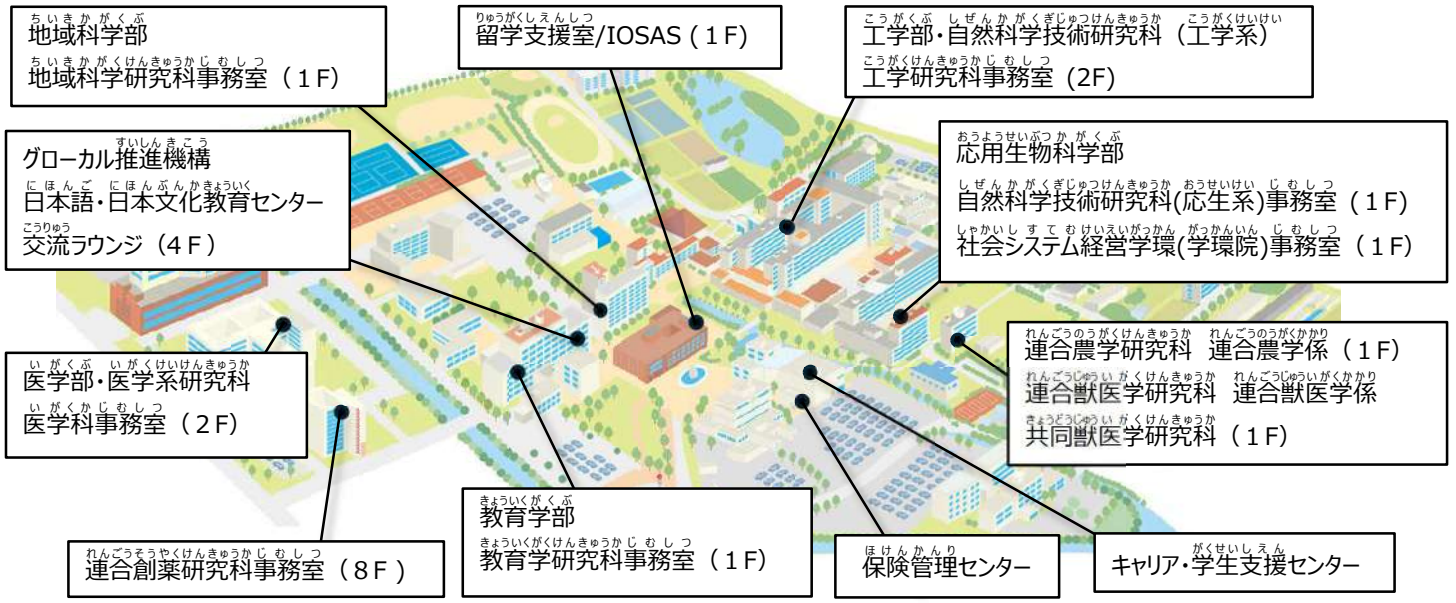
キャリア形成支援、自立活動支援、就職支援などを行っています。

6．キャンパスライフヘルパー

勉強や学生生活で困っていること、友達の悩みやセクシャル・ハラスメント、アルコールハラスメントなど、幅広い相談窓口を各学部や学務部などの教職員が担当しています。

7．チューター

学部・研究科によっては、留学生にチューター（日本人または留学生）がつき、学業や生活で困っているときに手伝ってくれます。詳しくは、所属の学部・研究科で聞いてください。



Ⅱ．日本語教育

グローカル推進機構日本語・日本文化教育センターでは、留学生を対象に日本語研修コース（集中コース・一般コース）を開講しています。学部所属正規学生、留学ビザではない学生、留学生の家族、外国人研究者は受講できません。
受講希望者は、渡日前（9・3月）に指導教員から担当学部・研究科へ申請をしてもらっています。申請者には、プレイスメントテストがあります。「来日後のチェックリスト」の詳細を確認してください。分からない人は、日本語・日本文化教育センターに問い合わせてください。
また、次の学期の申請も、指導教員から学部・研究科へ申請をしてもらいますので、受講希望の場合は、所属の学部・研究科で確認してください。継続受講も申請が必要です。
日本語・日本文化教育センター内にある交流ラウンジには、チューター（午後2時45分から 4時45分まで）がおり、日本語学習の助言が受けられます。ラウンジには、パソコン（3台）・プリンター（1台）があり、PC アカウントがあれば利用できます。

日本語・日本文化教育センター交流ラウンジ
OPEN：10：00～17：00
TEL：058-293-3392

Ⅲ．在留手続き

入国後は必要な在留手続きがあります。手続きを怠ると処罰の対象になる場合がありますので、十分注意してください。在留手続きに必要な書類は、「参考資料２．在留手続き一覧」(p.17,18)にありますので参考にしてください。

★　来日後すぐにすること

１．在留カード発行の手続き

上陸許可により中長期在留者となったみなさんには、空港で「在留カード」を発行されます。
この在留カードは、外出する際には、必ず持ち歩いてください。

２．転入届

海外からでも、国内でも、転入をしたら 14日以内に市役所に届出を行ってください。正当な理由なく住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消される場合があります。

３．国民健康保険・国民年金への加入

日本に 3ヶ月以上滞在する人は、公的医療保険へ加入する義務があります。ほとんどの留学生は国民健康保険に加入することになります。市役所で転入届の手続きをするときに、国民健康保険・国民年金の加入手続きと国民年金の免除・納付猶予申請もしてください。
国民健康保険への加入後、自宅に保険料の通知が届くので、速やかに支払いをしてください。健康保険料を正当な理由なく滞納すると、ビザの更新や変更が認められない場合があります。国民年金について、免除・納付猶予申請が承認された期間は保険料を支払う必要はありません。
国民健康保険と国民年金について、詳しくは p.9 を参照してください。

４．マイナンバー制度

日本では、住民登録をしたすべての人にマイナンバー（個人番号）が登録されます。マイナンバーは、主に税金、福祉、災害対策の分野で使用されます。日本に上陸後、市役所で住民登録をして約1ヶ月後にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵便で届きます。希望する人は写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードがあれば、身分証明書として利用でき、資格証明書と連携することで、マイナ保険証として利用が可能です。また、マイナンバーカードがあると在留手続きをオンラインで申請できるようになります。

詳しくは出入国在留管理庁の HP を参考にしてください：

なお、在留カードとマイナンバーカードをひとつになった「特定在留カード」が作れます。希望する方は、他の手続きに併せて市役所や入管で申請可能です。

★　来日後1年または 2年後にすること

５．在留期間の更新

「留学」の在留資格によって在留を許可される期間は、3 か月、6 か月、1年、1年3 か月、2年、2年3 か月、3年、3年3 か月、4年、4年3 か月のいずれかです。期間を延長するためには、出入国在留管理局で在留期間更新許可申請を行う必要があります。オンライン申請は窓口申請より手数料が安いため、おすすめです。手続きについては、「参考資料２．在留手続き一覧」（p.17, 18）を確認してください。分からない場合には所属学部・研究科または留学支援室に聞いてください。

更新申請は、在留期限の 3 か月前からできます。更新せずに在留期限が過ぎると、不法滞在とみなされ、国外退去扱いになることもありますので、在留期限に気を付けてください。また、在留カードを更新したら、利用している銀行に新しい在留カードを提示してください。銀行に連絡していないまま、在留期限が切れると、口座の利用が一時的に停止される場合があります。

6．資格外活動許可（アルバイト）

「留学」ビザは、就労活動を認めていない在留資格です。アルバイトを希望する場合には、事前に「資格外活動許可」が必要です。申請は、入国時には空港で、それ以降は最寄りの出入国在留管理局で行います。国費留学生と交換留学生がアルバイトを希望するときには、指導教員に必ず相談してください。

許可を受けると、1週(連続した7日間)について28時間以内のアルバイトができます。ただし、風俗営業（パチンコ、キャバクラ、ホステスのいる飲食業など）のアルバイトは禁止されています。許可なしのアルバイトや許可された範囲を超えたアルバイトをすると強制退去を含む処罰の対象になりますので、注意してください。

アルバイトが決まったら「勤務報告書」を所属学部・研究科に提出してください。アルバイト先を変更した場合も、報告が必要です。

また、休学中や卒業・修了後は、資格外活動許可の期限内でも、アルバイトはできません。



7．みなし再入国許可と一時出国

日本滞在中、母国や他の国に行く場合には、「みなし再入国許可」を使えます。出入国する際に、必ず在留カードを提示して、再入国出国記録を記入してください（17ページ参照）。みなし再入国許可により出国したら、1年以内に再入国しなければなりません。出国してからの在留期限が 1年未満の場合は、在留期限までに再入国してください。期限内に再入国しないと在留資格が失われます。

また、**出国する際には、指導教員と所属学部・研究科の担当係に「海外渡航届」を提出してください**。

8．休学

「留学」の在留資格で日本に滞在する留学生が、3か月以上休学する場合、原則として、「留学」の在留資格が取り消されます。速やかに出国するか、日本に引き続き滞在する場合は、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。ただし、「正当な理由」があると判断されれば、在留資格取消の対象とならない場合もあります。

出入国在留管理局が「正当な理由」として認める場合：

病気治療のため、長期間の入院が必要で、やむを得ず教育機関を休学し、退院後は復学する意思がある場合

休学をしたいときはまず、指導教員と所属学部・研究科に相談してください。

また、休学中に資格外活動（アルバイト）はできません。

9．就労に関する在留資格変更手続き（卒業・修了後）

卒業・修了した留学生は、在留期限が残っていても、帰国しなければなりません。残りの期間は、帰国の準備期間として考え、行動してください。この期間は、資格外活動許可があってもアルバイトはできません。卒業、修了後も日本に滞在する場合は、すみやかに在留資格を変更してください。

（1） 日本で就職をする場合：
「人文知識」「国際業務」「技術」など、就労可能な在留資格に変更してください。

（2） 引就職活動をする場合：
「特定活動」へ変更してください。この在留資格で６か月間日本に滞在して就職活動ができます。1回のみ更新が可能です。申請には、大学の「推薦状」が必要ですので、卒業月の翌月末までに、各学部・研究科の学務係に発行依頼をしてください。なお、推薦状は卒業前に発行できません。卒業前に在留期限が切れる学生は、「卒業見込証明書」と部局が発行した文書を出入国在留管理局へ提出し、手続きを進めてください。卒業後は、速やかに「推薦状」を追加で提出してください。この申請は、在留期限の約３か月前から行うことができます。

１０．出入国在留管理局

名古屋出入国在留管理局　岐阜出張所

住所　● 〒500-8812　岐阜市美江寺町2-7-2　岐阜法務総合庁舎別館4階

電話番号　● 058-214-6168

受付時間　● 月曜～金曜　9：00～12：00　13：00～16：00



行き方　● 岐阜バス：
「市民会館・裁判所前」から徒歩3分、「今沢町」から徒歩6分、「西野町」から徒歩10分

名古屋出入国在留管理局

住所　● 〒455-8601　名古屋市港区正保町５丁目１８番
電話番号　● 0570-052-259　(留学審査部門)
受付時間　● 月曜～金曜　9:00～16:00



行き方　● JR名古屋駅下車、あおなみ線「港北」駅下車、徒歩2 分

Ⅳ．宿舎

１．岐阜大学国際交流会館（A棟・B棟）

この国際交流会館 A棟・B棟は、外国人留学生のための宿舎です。入居の時期は、4月と 10月です。入居の募集は、例年１月（4月入居）と 7月（10月入居）に行いますので、所属学部・研究科からの案内に注意して、各学部・研究科で申し込んでください。
施設：単身室（69室）、家族室（7室）、夫婦室（14室）補食室、洗濯室があり、各部屋には、ベッド、机、椅子、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、ユニットバス（B棟単身室は各階共同のシャワールームを利用）、トイレ、エアコン等が備え付けられています。また、各部屋・ロビーでは、インターネット接続が可能です。

住所：〒501-1193　岐阜市柳戸1-1　岐阜大学国際交流会館

２．岐阜大学黒野寮

この寄宿舎は、主として学部学生のための寮です。日本人学生と一緒の寮で、男子寮と女子寮に分かれています。
入居を希望する場合は、学務部学生支援課（TEL：058-293-3198）に尋ねてください。
詳細は下記の HP を参照してください。

★岐阜大学学生寮（黒野寮）ホームページ：

3．公営住宅

岐阜市営住宅と県営住宅があります。これらの入居申込みは、岐阜県住宅供給公社で行います。申込み方法などについては、岐阜県住宅供給公社に問い合わせてください。

★市営住宅に関すること
岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所　岐阜市役所2階（TEL: 058-265-3900）　直通

★県営住宅に関すること
岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所　（TEL: 058-214-7058）

4．民間アパート

岐阜大学消費生活協同組合（大学生協）では、下宿、アパート等の斡旋を行っていますので、希望する学生は相談してください。

★岐阜大学消費生活協同組合ホームページ

その他、アパート仲介業者や不動産会社でアパートを借りることができます。

5．民間アパートの保証人制度

岐阜大学の連帯保証制度は、令和8年3月で終了しました。賃貸借契約をするときは、民間の保証会社が保証人になります。民間の保証会社への加入は、物件の管理人にご確認願います。加入する保証会社の指定がない場合は、大学生協と保証会社Casa が提携した商品で、より手厚い保証の「大学生協安心スマイ君」への加入をおすすめします。民間の保証会社への保険料(10,000円～)の支払いと火災保険への加入(約8,000円)が発生しますので、保険料のご準備をお願いします。不動産会社等が指定する民間の火災保険等がない場合、岐阜大学生協(学生賠償責任保険)への加入をおすすめします。

Ⅴ．授業料等

1．授業料・支払い方法

岐阜大学の WEB から確認してください。

★授業料

★支払い方法



２．授業料免除制度

正規生の私費留学生は、申請をすれば、学業優秀で経済的な理由により授業料の納付が困難な場合、審査により授業料が免除されることがあります。授業料免除を申請予定でも免除を受けることを前提にせず、授業料を支払う準備をしましょう。申請時期は、学務情報システムの【Information】に掲載されます。詳細は、学生支援課に問い合わせてください。

学生支援課　TEL: 058-293-2149 / 3198

Ⅵ. 奨学金

外国人留学生対象の奨学金は、その都度募集をします。大学推薦型の奨学金は所属の部局からのメールを確認してください。また、個人応募型の奨学金は学務情報システムに掲載します。最新情報は、大学WEB サイトで確認できます。

★岐阜大学グローカル推進機構ホームページ（外国人留学生向け奨学金）

Ⅶ. 医療・健康

１．国民健康保険（医療費の補助制度）

日本に 3ヶ月以上滞在する留学生のほとんどは、国民健康保険に加入する必要があります。例外となるのは、日本の企業や官公庁に勤務する家族の扶養となって社会健康保険もしくは共済組合保険の被保険者となっている留学生のみです。この保険に加入していると、医療機関（病院・クリニック）で診療を受けた場合、医療費の自己負担額が 30%となります。国民健康保険への加入後、自宅に「資格確認書」の紙製カードと納付書が届きます。医療機関を受診するときに資格確認書を提示してください。正当な理由なく保険料を滞納すると、ビザの更新や変更が認められない場合がありますので、必ず期限までに支払ってください。

支払い方法はコンビニエンスストア払い、口座振替、スマートフォン決済、インターネット経由でのクレジットカード・ネットバンキング納付等があります。

また、保険料は、世帯（家族）の収入や人数などを基にして決められますので、世帯によって違います。収入が少ない場合、手続きを行えば、保険料の減免制度を利用できます。毎年5月に国民年金保険簡易申告書が届いた場合には、速やかに提出しましょう。

問い合わせ先：岐阜市役所　国保年金課 保険料係（TEL：058-214-4315）

２．国民年金

日本に住民票を持っている 20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず国民年金へ加入して、保険料を納めることが義務づけられています。年金は、加入者の納める保険料と国の負担によって運営され、加入者が高齢になったときや、不慮の事故などで障害者となって働けなくなった場合に支払われます。学生の場合は支払いが免除されます。加入手続きと同時に免除・納付猶予申請を行ってください。

・正規生の学生は国民年金保険料の「学生納付特例」の申請をしてください。
・非正規生の学生（交換留学生等）は「年金免除」の申請をしてください。

日本年金機構ホームページに外国語での説明がありますのでQRコードを確認ください。

問い合わせ先：岐阜市役所　国保年金課 年金係（TEL： 058-214-2086）

３．病気になったら

（１）保健管理センター

応急処置、健康診断、心の相談、その他の健康相談などを行っています。毎年健康診断がありますので、必ず受けてください。

★岐阜大学保健管理センターホームページ

（２）病院・クリニック

病院・クリニックに行くときには、必ず**資格証明書**を持って行ってください。自己負担額は保険対象の医療費の３０％です。
もし、入院をすることになったら、所属学部・研究科の担当係に連絡してください。

（３）救急車

急病や大きな怪我をした場合には、119 に電話して救急車を呼んでください。
救急車を呼ぶときには、患者の場所を正しく伝えてください。
救急車は日本では無料ですが、緊急に治療を必要とする場合のみ利用してください。

Ⅷ. 生活

1．生活一時金の貸付

正規生を対象に学費の支払い以外の目的（生活費、住宅費、医療費、一時帰国費など）で、一時的に多額の費用が必要な場合、10万円までを限度に無利子で貸し付ける制度があります。返済は5か月以内で、貸付は一年度に一回限りです。貸付について条件もありますので、希望する学生は、留学支援室に相談してください。

2．もしものための備え(保険)

（1） 学生教育研究災害保険（学研災）

講義・実験・実習などによる授業中、大学の行事中、課外活動中、通学などで不慮の事故により学生が死亡又は身体に障害をうけたときに支払われます。6ヶ月以上在籍する私費外国人留学生の場合は、岐阜大学外国人留学生援助会が保険料を負担し全員加入します。ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及びJICA、JICE等からの高額奨学金受給者は、学務部学生支援課で各自、加入してください。（保険料は個人負担です。）

（2） 外国人留学生（インバウンド留学生向け）インバウンド付帯学総

外国人留学生（インバウンド留学生）がより安心して日本での留学生活を送れるように、加入しやすい保険制度を日本国際教育支援協会が創設しました。この保険は、正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の補償に加え病気や救護者費用、賠償責任等の補償を充実させた保険制度で、自転車運転中の事故も補償の対象となります。詳しくは学務部学生支援課または留学支援室でパンフレットを受け取ってください。WEBで加入申し込みが可能です。（国際交流会館A・B棟に入居の学生は、全員加入のため改めて留学支援室より連絡します。）

（3） 留学生保障制度

岐阜大学消費生活協同組合では、火災共済、海外旅行傷害保険のほかに、怪我や病気で入院、通院したときに保障される生命共済も取り扱っています。必要な方は、生協に問い合わせをしてください。

問い合わせ先：TEL: 058-230-1166

3．公共交通機関

（1） 学割

正規生はJRで片道100 kmを超える区間を移動するときに学割を使うことができます。学割証は証明書自動発行機（大学会館1階、医学部教育・福祉棟2階、学務部事務室内）で発行できます。ただし、使用目的には制限があるためご注意ください。

（2） IC カード

Suica（スイカ）、manaca(マナカ)、TOICA（トイカ）、ICOCA（イコカ）などの主要な IC カードが利用できます。



4．安全なくらし

（1）違法薬物に関する注意

日本は違法薬物の取締りが非常に厳しく、母国では合法でも日本では違法になる場合があります。代表的な違法薬物には、大麻、覚せい剤、MDMA、コカインなどがあります。

使用だけでなく、持っているだけで犯罪です。「知らなかった」は通用しません。

違反すると逮捕・退学・帰国になることがあります。

少しでも怪しい誘いは、はっきり断りましょう。困ったら、ひとりで悩まず相談しましょう。

（2）自転車の運転

自転車を買ったときは、買った店で防犯登録を行ってください。

自転車を利用する人は自転車保険に加入することが義務づけられています。ただし、すでに入っている他の保険に自転車事故の補償（自転車保険）が含まれている場合は必要ありません。未加入の人は、自分で一般の損害保険会社などで加入手続きを行ってください（コンビニエンスストアでも手続き可能）。

交通ルールに従って運転してください。また、自転車で道路を走るときにはヘルメットを着用するよう努めましょう。駐輪するときは決められた場所に止めて、必ず鍵をかけてください。



（3）自動車・バイクの運転

自動車・バイクを運転するときは、必ず運転免許証を持っていてください。

事故を起こした場合、多額な補償が必要になることもあります。

運転の必要がある場合には、まず指導教員に相談をしてください。

注１）運転免許証の取得

日本での運転免許証の取得には、①運転免許試験場で学科試験だけを受ける方法（実技試験は免除）、②運転免許試験場で学科と実技試験を受ける方法、③国際免許からの切替え、の３つがあります。

また、ジュネーブ条約に基づいた国際自動車運転免許証があれば運転もできます。ただし、有効期間は、母国での発給日から 1年以内、かつ、日本上陸日から１年以内です。母国で更新手続きや新たな国際運転免許証を取得してから３か月以内に日本に戻ると、日本で運転ができません。国際免許から日本免許への切替えもできません。

注２）自動車・バイクを所有したとき

自動車・バイクの保険に加入する必要があります。保険には「自動車損害賠償責任保険」と「任意保険」の２種類があり、「自動車損害賠償責任保険」は加入が義務づけられています。しかし「自動車損害賠償責任保険」で補償されるのは 対人（他人のケガ・死亡）のみで、対物や自分・同乗者の補償、車両の損害は対象外です。そのため任意保険も加入する必要があります。

注３）駐車許可証（※日本の免許証のみ可能）

岐阜大学に車で入構する場合は、入構許可証を所持しなければなりません。各所属学部・研究科の担当係で手続きをしてください。

（４）交通事故にあった場合

落ち着いて次の行動をとってください。

① 負傷者がいたら、すぐに救急車（TEL: 119）を呼んでください。

② 警察（TEL: 110）に連絡し、交通事故証明をもらってください。

③ 道路上の危険物を除去してください。

④ 相手の氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先を聞いてメモしてください。（後のトラブル回避のため、カメラで相手の車のナンバー、免許証、相手と自分の車の損傷箇所および全体を撮っておくと良いでしょう。）

⑤ 所属学部・研究科に連絡をしてください。

（５）防災

日本は、地震が多い国です。地震が起きたとき、どうするのか、どこが避難場所なのか、事前に調べておいてください。岐阜大学では定期的に防災訓練を行っていますので参加しましょう。

＜参考＞各種防災マニュアル

★岐阜大学
「災害対策マニュアル」

★岐阜県国際交流センター
「多言語防災ガイド」

★消防防災科学センター
「地震に自信を」

（6）飲酒と喫煙

お酒とたばこは20歳から

日本では、国籍関係なく誰でも 20歳未満が飲酒や喫煙をすることを法律で禁止しています。20歳未満の方にお酒やたばこを勧めることや買って渡すことも禁止です。

また、お酒を飲むときは体調や体質に合わせた量を飲みましょう。

一気飲みはとても危険です。一気飲みの強要も禁止です(ハラスメントになります)。

節度ある飲酒を心がけましょう。

5．ごみ袋について

岐阜市では、2026年10月1日から普通ごみ（燃やせるごみ）を出すときに市が指定するごみ袋の使用が必要となりました。指定ごみ袋は、大学生協やスーパー、コンビニなどで購入できます。なお、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル、プラスチック製容器包装など）は指定ごみ袋ではなく、透明または半透明の袋で出してください。ごみの分別方法や収集日は地域によって異なるため、入居時に確認してください。

Ⅸ．家族

1．家族ビザ

（1） 申請

家族を日本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と子どもです。資格取得のためには留学生に、安定的・継続的な扶養能力があることが必要です。

（2） 更新

「家族滞在」の在留資格にも在留期限があります。期限が近くなったら出入国在留管理局で更新手続きをしてください。

（3） 出生

留学生夫婦（ともに外国籍）の間に子どもが生まれた場合、14日以内に市町村（市役所）へ出生届を提出するとともに、生まれた日から30日以内に、その子どもの在留資格取得の申請をする必要があります。申請は、子どもの両親のいずれかが、出入国在留管理局で行ってください。

2．子どもの教育

（1） 保育園（所）

保育園（所）は、両親が仕事のため、昼間子どもの世話ができない場合に乳幼児を預ける所です。入園手続、保育料などの詳細は、岐阜市子ども保育課に問い合わせてください。（TEL: 058-214-2143）

（2） 幼稚園

幼稚園は、3歳から小学校入学年齢までの幼児が入園対象です。申し込み方法や入園料は、市立・私立によって異なります。各幼稚園に問い合わせてください。

（3） 小学校・中学校



日本では、外国人の子どもを小学校・中学校に就学させる義務はありませんが、希望する人は、岐阜市教育委員会学校指導課に問い合わせてください。なお、公立の小・中学校への受入れは無料です。（TEL: 058-214-7156）

3．家族の就労

「家族滞在」の在留資格でパートタイムやアルバイトの就労は原則できません。ただし、出入国在留管理局で「資格外活動許可」を申請すれば1週について28時間以内の就労はできます。

4．子どもの福祉医療

日本国内で出産予定の方は、かかりつけの産科で必要書類を受け取りの上、居住の自治体で母子健康手帳を受け取ってください。また乳幼児を帯同している場合には、転居届を提出する際に、定期予防接種が受けられるよう手続きをしてください。

ⓘCampus Map

グローカル推進機構　日本語・日本文化教育センター（4F）
交流ラウンジ　月-金　10:00-17:00

体育館・フィットネスルーム

学生寮（黒野寮）

医学部看護学科

附属病院
ATM，郵便局（1F）

医学部
医学系研究科

連合創薬医療情報研究科

全学共通教育

第2食堂

地域科学部
地域科学研究科

教育学部
教育学研究科

図書館・ラーニングコモンズ
・本の貸出
・コンピュータの利用

バス停

保健管理センター
・応急処置，健康相談，心の相談

ミニストップ
コンビニエンスストア

留学支援室（IOSAS）
・緊急援助金・留学生保証制度/留学生住宅総合補償
・交流会の申込み

工学部
自然科学技術研究科（工学系）
工学系研究科

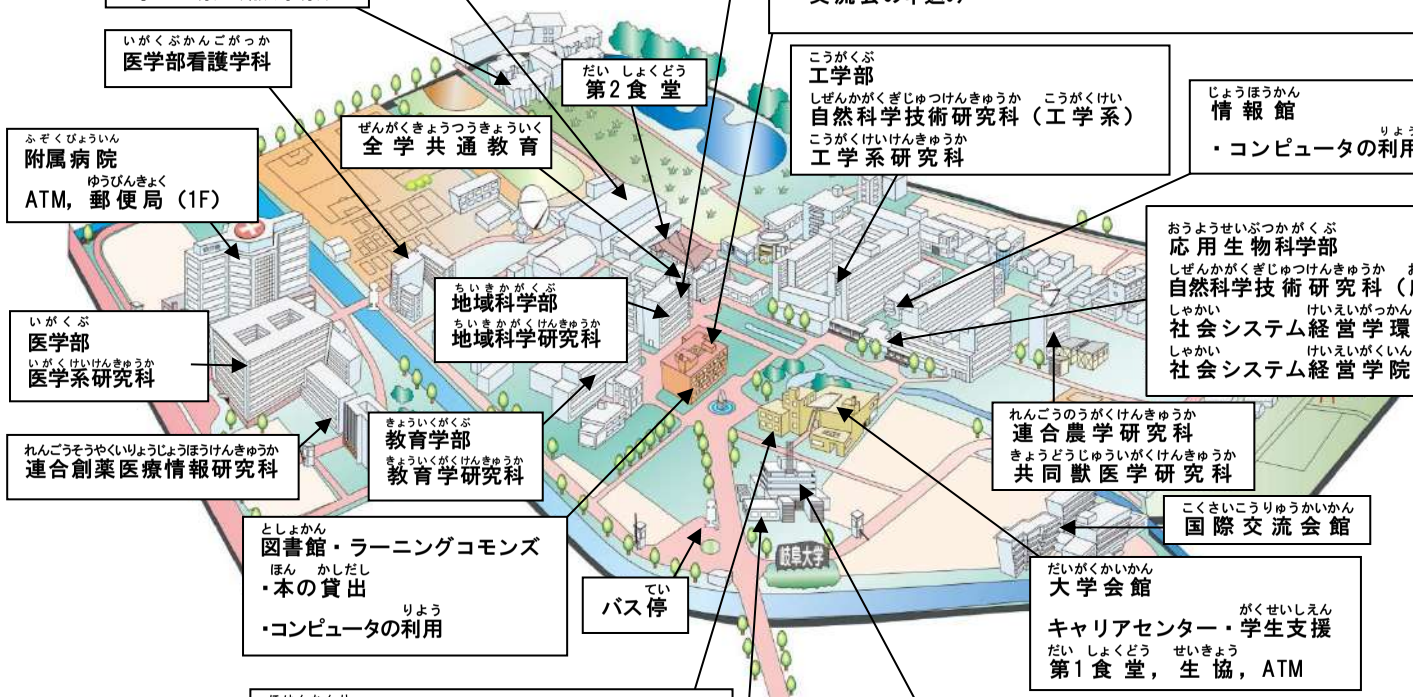
情報館
・コンピュータの利用

応用生物科学部
自然科学技術研究科（応生系）
社会システム経営学環
社会システム経営学院

連合農学研究科
共同獣医学研究科

国際交流会館

大学会館
キャリアセンター・学生支援
第1食堂，生協，ATM



学部/大学院事務室での手続き

・掲示板を毎日見てください。
大切なお知らせがあります。

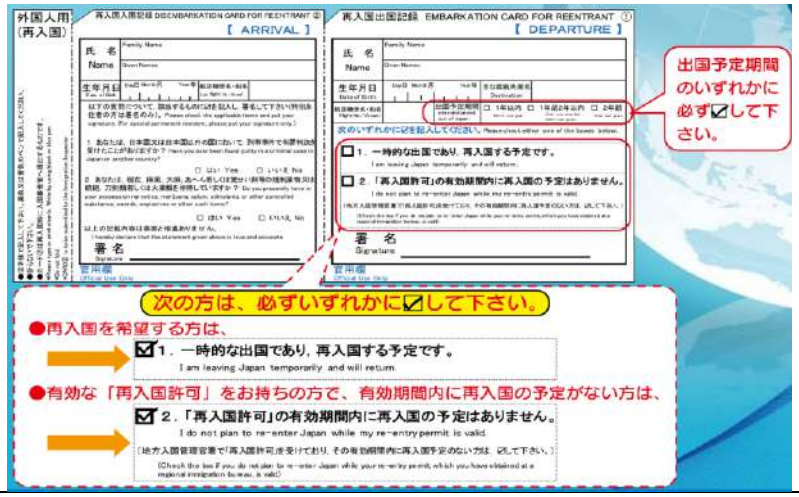
・出入国在留管理局提出書類
・資格外活動（アルバイト）許可申請
・一時出国届
・奨学金に関すること
・授業料に関すること
・日本語コース
・履修登録
・奨学金受給証明書申請
・成績証明書発行
・住所変更の届
・事故などの届
・駐車許可（国際交流会館に住んでいる人は留学支援室へ）
・入学試験に関すること
・休学・退学等に関すること
・非正規生の在籍証明書
・国際交流会館の入居申請

学務部

・授業料免除（正規生のみ）
・学生教育研究災害傷害保険の加入・請求に関すること
・スポーツ施設使用申込み（プール，体育館，テニスコート）
・学生証・在籍証の再発行，在学証明書，在籍証明書(非正規生)，成績証明書，学生旅客運賃割引証(学割証)，健康診断証明書(定期健康診断受診者のみ)，卒業（修了）見込証明書（最終学年のうち卒業（修了）見込者対象（連合農学研究科，共同獣医学研究科，連合創薬医療情報研究科は除く）
卒業（修了）見込証明書（正規生のみ）発行
・落し物

※各施設の利用時間はホームページ等でご確認ください。

在留手続き一覧

手続き区分	必要書類	申請場所
1．転入届	（1）在留カード （2）パスポート ※　日本入国日・引越し完了日より１４日以内に行うこと	岐阜市役所１階 市民課
2．国民健康保険	転入届の提出を行った際に、加入手続きをしてください	岐阜市役所２階 国保・年金課
3．国民年金	詳しくは市役所の国保・年金課の職員に聞いてください	
4．在留期間の更新	（1）在留期間更新許可申請書　１通 （2）証明写真（4 cm x 3 cm）１葉 （3）在学証明書　１通 （4）成績証明書　１通 研究生の場合は研究内容が記載された証明書 （大学の学部で発行された物） （5）経費支弁能力証明書 （6）パスポート （7）在留カード （8）手数料　（参考資料３を参照）	出入国 在留管理局
5．資格外活動許可 （アルバイト）	（1）資格外活動許可申請書　１通 （2）パスポート （3）在留カード （4）活動の内容を明らかにする書類（許可の種類（包括許可／個別許可）により異なる。※　手数料は不要	出入国 在留管理局
6．再入国について (１年未満で日本へ戻る場合：みなし再入国制度)	日本出国・再入国時は必ず在留カードを持参すること。 また、出国の際、再入国出国記録の該当欄にチェックを入れること。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその在留期限までとなります。  	出入国 在留管理局

(1年以上日本を離れる場合：再入国許可申請)	1年以上日本を離れる場合は必ず再入国許可申請が必要になります。 申請に必要なものは下記5点です。 （1）再入国許可申請書　1通 （2）パスポート （3）在留カード （4）学生証又は在学証明書 （5）手数料　4,000/3,500円（1回）（窓口/オンライン）	
7．在留資格の変更	（1）在留資格変更許可申請書　1通 （2）証明写真（4 cm x 3 cm）1葉 （3）在留資格別立証書類 （申請理由を証明する資料） （4）パスポート （5）在留カード （6）手数料　（参考資料3を参照）	出入国 在留管理局
8．家族の呼び寄せ	（1）在留資格認定証明書交付申請書　1通 （2）申請する家族の証明写真（4 cm x 3 cm）1葉 （3）留学生（扶養者）と申請人である家族との身分関係を証する文書（戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のいずれかで扶養者との身分関係の記載のあるもの） （4）留学生（扶養者）の在留カード（又はパスポートの写し） （5）留学生（扶養者）の収入を証する文書（留学生が家族の生活費用を支弁できる事を証するもの） ＊留学生（扶養者）の在学証明証 ＊留学生（扶養者）名義の預金残高証明書又は送金事実を証明する文書 ＊給付金額及び給付期間を明示した奨学給付に関する証明書 （6）返信用封筒 （簡易書留として460円分の切手を定型封筒に貼る）	出入国 在留管理局

※在留手続きに関する詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。多くの言語に対応しています。

★出入国在留管理庁のホームページ

2026年10月1日から外国人の在留手続に関する手数料が改定されます。



在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。
なお、2026年9月30日までに受付した申請については、
当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、
改定前の手数料による納付となります。

在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格変更許可	窓口	6,000円
在留期間更新許可	オンライン	5,500円

許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	10,000円※
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	15,000円※
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	21,000円※
1年	窓口	33,000円
	オンライン	27,000円※
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	42,000円※
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	56,000円※
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	65,000円※

許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円

許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

※オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。

ISA
世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

◀出入国在留管理庁 ホームページTOP
Immigration and Immigration Control Agency Home Page TOP
https://www.moj.go.jp/isa/

オンライン申請について▶
About Online Application
https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html

Q & A

Q1 手数料はどのように納付することができますか。

A

申請方法によって手数料の納付方法は変わります。

窓口申請の場合

窓口で受け付けた申請に対する許可を受ける場合、収入印紙により手数料を納めていただくこととなります。
各地方出入国在留管理官署に入居する売店やコンビニエンスストア等では収入印紙の在庫に限りがあることから、審査の結果を受け取りに来られる際は、可能な限り、お送りするハガキに記載されている金額分の収入印紙を規模の大きな郵便局等において事前に購入してから各地方出入国在留管理官署へお越しください。
なお、収入印紙の購入方法は現金のみですので、ご注意ください。

収入印紙の組合せについてはこちら

オンライン申請の場合

在留申請オンラインシステムで受け付けた申請に対する許可を受ける場合、郵送交付及び窓口交付のいずれの場合であっても、コンビニ決済又は銀行決済により手数料を納めていただくこととなります。
銀行決済について、インターネットバンキングを御利用いただければキャッシュレスで納付いただくことが可能です。
審査完了メールの送付後、別途決済案内のメールが送信（利用者情報登録時に登録したメールアドレス宛て）されますので、納付をする際、メールの案内を御確認ください。

詳しくはこちら

Q & A

Q2 自分が納めるべき手数料の額はいつ分かりますか。

A

窓口申請の場合は、審査終了後にお送りするハガキに納めるべき手数料の額が記載されるため、そちらを御確認ください。
オンライン申請の場合は、審査完了メール送付後に別途送付される決済リンク付きメールに納めるべき手数料の額が記載されるため、そちらを御確認ください。

Q3 手数料が減額される場合はありますか。

A

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、人道上の配慮をする必要がある者については、手数料が減額される場合があります。
減額対象者に該当し得るケースとして想定される者については、「在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン」に記載しています。

詳しくはこちら

お問い合わせ先



地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎		TEL 0570-003259 (IP電話･海外から:011-211-5701、011-876-8015)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎		TEL 0570-022259 (IP電話・海外から：022-256-7025)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30		TEL 0570-034259 (IP電話・海外から：03-5796-7234)
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階・14階		TEL 0570-011000
	在留調査部門	所属機関等に関する届出・所属機関による届出	TEL 03-5363-3032
	オンライン審査第一部門	在留オンライン申請手続	TEL 03-5363-3030
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル6階		TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟		TEL 03-5708-3202 (代)
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7		TEL 0570-045259 (IP電話・海外から：045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18		TEL 0570-052259 (IP電話･海外から:052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟3階		TEL 0569-38-7410 (代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53		TEL 0570-064259 (IP電話・海外から：06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1		TEL 072-455-1453 (代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎		TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎		TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎（総務課、警備部門）		TEL 087-822-5852 (代)
	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎（審査担当）		TEL 087-822-5851
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎		TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎		TEL 098-832-4185 (代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1		TEL 029-875-1291 (代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3		TEL 0957-52-2121 (代)

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

外国人在留支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	TEL 0570-011000 (IP電話・海外から：03-5363-3013)

外国人在留総合インフォメーションセンター等（外国人在留総合相談を実施している窓口）

来所相談	上記の各地方出入国在留管理官署 （東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。）
電話相談	TEL 0570-013904（IP電話・海外から：03-5796-7112）

ISA
世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL 045-370-9755（代）
https://www.moj.go.jp/isa/index.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2026年9月発行　作成：出入国在留管理庁